

岐阜県マンドリン協会 会則

第1章 総則

第1条(名称)

本会は、岐阜県マンドリン協会(以下当協会)と称する。

第2章 目的及び事業

第2条(目的)

当協会の活動目的は、次のとおり定める。

1. ギター・マンドリン音楽の研究を目的とする。
2. 岐阜県ギター・マンドリン界の普及発展に尽くす。
3. 加盟団体相互の交流を持ち、親睦と相互援助を図る。

第3条(事業)

目的を達成する為に、次の事業を行う。

1. 演奏会、講習会、研究会等を開催する。
2. 機関誌を、随時発行し当協会の情報を伝達する。
3. その他、目的を達成する為に必要な活動を行う。

第3章 会員団体

第4条(会員)

当協会は、次の会員団体によって組織する。

1. 入会資格は、岐阜県に活動拠点を持つギター・マンドリンクラブで団体加入とする。
2. 中学生、高校生、大学生、アマチュアの社会人団体とする。
3. 会員になろうとする団体は、入会申込書を会長に提出し総会で之を審議し承認する。

第5条(資格喪失)

会員団体は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 団体が解散したとき
- (3) 除名されたとき

第6条(退会)

会員団体が退会しようとするときは、理由を付して退会届を会長に提出しなければならない。

第7条(除名)

会員団体が次の項に該当するときは、総会の決議を経て、会長が除名することができる。

- (1) 当協会の名誉を傷つける行為、または当協会の目的に反する行為があったとき。
- (2) 当協会の会員団体としての義務に違反したとき。
- (3) 会費を3年以上滞納したとき。

第4章 運営

第1節 基本

第8条

当協会の運営は、役員会で立案し、会員団体理事の同意を得て運営することを基本とする。

第2節 運営組織

第9条(理事)

当協会の運営組織は、各会員団体より2名以上(4名迄)の理事を選出しこれをもって構成する。但し、学生・生徒の団体等は理事1名の場合も認めるものとする。

第10条(役員)

当協会は、つぎの役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 常任理事 数名
- (4) 会計監事 2名

第11条(職務)

役員職務は、次の通りとする。

- (1) 会長は、当協会を代表し、その活動を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し当協会の活動を統括する。
会長に事故あるときには、その職務を代行する。
- (3) 常任理事は、会長・副会長とともに役員会を構成し、当協会の運営の審議及び各部会の運営を執行する。

事務局	会員名簿の維持管理、HPの維持管理、その他
広報部	渉外、広報、機関紙の発行その他
行事企画部	行事企画立案、執行 岐阜県ギター・マンドリンフェスティバルの企画
経理部	経理、当協会の会計、県フェスの会計
会計監査	会計を監査し、総会に報告

第 12 条(任期)

役員任期は、原則 1 期 2 年とし、再任を妨げない。

第 13 条(名誉会長、顧問)

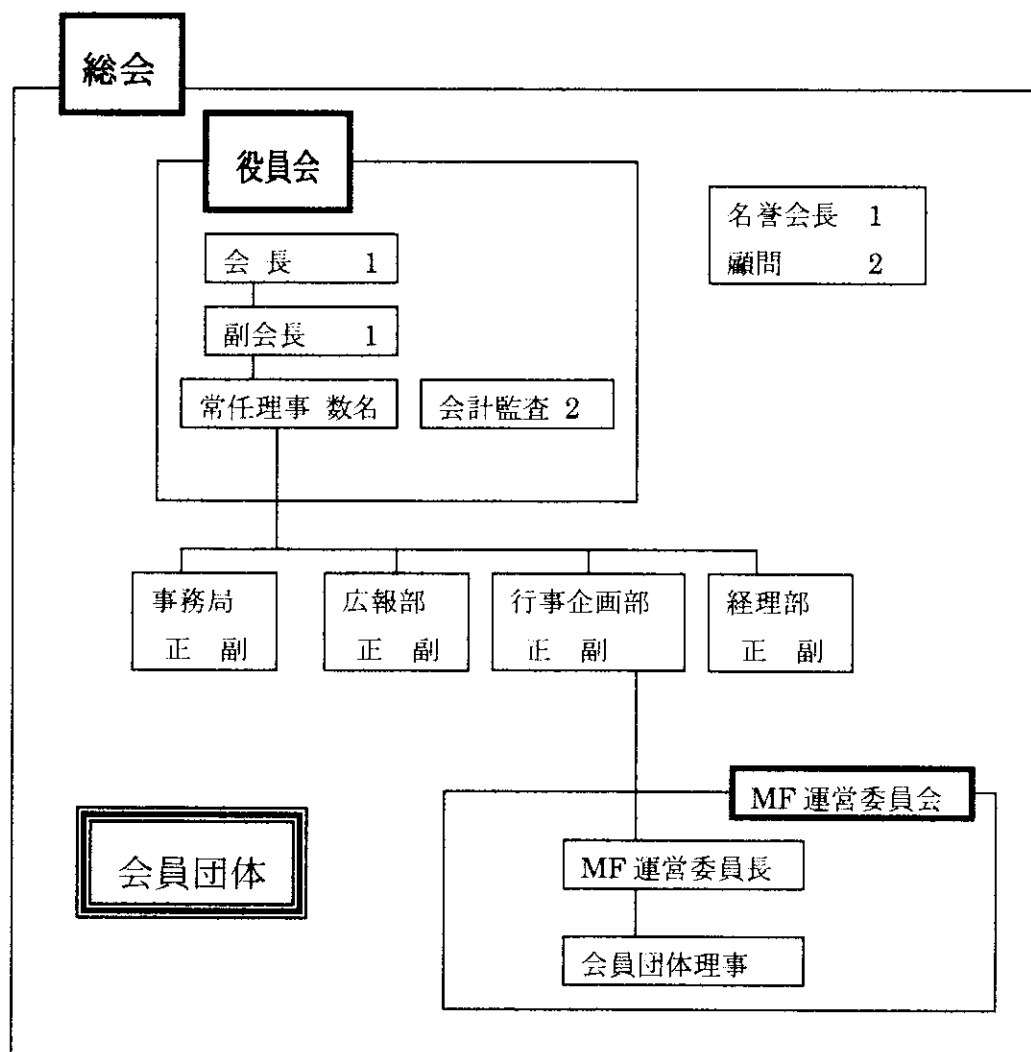
当協会に、名誉会長 顧問を置くことができる。

(1) 名誉会長、顧問は、役員会において推薦し総会にて委嘱する。

(2) 名誉会長、顧問の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

第 14 条(組織図)

当協会の組織は、図の通りとする。



第 3 節 総会

第 15 条

当協会の総会は、3 月末までに、会長が会員団体理事を招集し総会を行い、次の事項を討議する。

なお会員団体総数の三分の二以上の出席及び委任状があれば成立するものとする。総会の議決は、出席者の過半数とする。

- (1) 事業報告及び会計報告
- (2) 事業計画案及び予算案
- (3) 会則の改正
- (4) 役員の選任
- (5) その他必要事項

第16条(役員会)

役員会は会長が適宜招集し、当協会の運営について協議できる。

第4節 会計

第17条

当協会の経費は、会費、助成金、寄付金、その他をもってこれに充てる。

第18条(会費)

会費は、年額 1,000 円と定める。

第19条(会計年度)

会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第20条(清算)

当協会が解散した場合は、清算後の金額をその時点の会員団体に等分に配分あるいは分担するものとする。

第5節 岐阜県ギター・マンドリンフェスティバル(以下 M.F.)

第21条

M.F.は、会員団体の活動の総合発表の場とし、当協会の特色を生かしたフェスティバルとすること。

第22条

M.F.開催日は、原則毎年6月の日曜日とする。

第23条

MFの運営は、行事企画部で企画し、運営委員長を選出し総会で承認する。事後報告し追認する場合もある。
運営委員長は、原則重任しないものとする。

第24条

運営委員長は、M.F.運営委員会を開催し、役割分担・負担金について協議決定し、推進するものとする。

第25条

M.F.運営委員会は、下記の人員により構成される。

- ① 全理事
- ② 運営委員長より M.F.運営の役割を委嘱された会員団体の団員

第 26 条

M.F.の会計は、一般会計と区別し、都度予算化する。決算報告書を総会に提出し過不足金を当協会の会計に戻入するものとする。

付則

この会則は、1971 年(昭和 46 年) 2 月 28 日から施行する。

この会則は、1991 年(平成 3 年) 2 月 27 日から一部改正施行する。

この会則は、2003 年(平成 15 年) 2 月 26 日から一部改正施行する。

この会則は、2007 年(平成 19 年) 4 月 1 日から改訂施行する。